

平成16年12月9日

各位

スポーツ振興くじtoto(ト)当せん金払戻し 及びtoto会員登録の一時休止について

スポーツ振興くじtotoでは、来シーズンの販売開始に向け、システムメンテナンスのため、当せん金払戻し及びtoto会員登録に関する業務を、下記のとおり一時休止します。

記

1 休止期間

- 平成16年12月30日(木)～平成17年1月3日(月)の5日間

2 休止する業務

(1) 当せん金の払戻し(払戻店の業務)

- 全ての払戻店における当せん金払戻しの受付業務
- ただし、次の当せん金の払戻しは通常どおり行います。

休止期間に入る前にtotoマークのある信用金庫にて受付済みで、払戻予定日が到来しているもの

休止期間に入る前にtotoマークのある信用金庫にて受付済みで、「鑑定結果のお知らせ」がお手元に到着しているもの

(2) toto会員、totoデビット会員の登録(販売店の業務)

- toto販売店におけるtoto会員、totoデビット会員の登録業務
- ただし、toto特別会員については、郵送による申込み(申込用紙は各販売店等に備付け)のため通常どおり受付いたします。

以上